

第3号様式（第11条関係）

意見公募手続(パブリックコメント)に係る修正箇所一覧

案件名：鹿屋市学校給食共同調理場整備実施計画（素案）

項目	修正前	修正後
第 章 2 (1)	受配施設の整備 共同調理場の整備に併せて鹿屋地区の小中学校と輝北地区の百引小学校に搬入のための受配施設の整備を行います。	受配施設の整備 共同調理場の整備に併せて鹿屋地区の小中学校と輝北地区の百引小学校に搬入のための受配施設の整備を行います。 <u>ただし、給食室等を改造して受配施設として活用できる施設については、積極的に活用します。</u>